

2013年11月14日

外来種被害防止行動計画（仮称）に対する意見書（要約）

日本緑化工学会

昭和30年代に始まった機械化施工による斜面緑化工法（山腹緑化・道路のり面緑化等）は、社会の要請に応じて導入植物・工法ともども次第に高度化し、耐侵食性に優れ、厚い植物生育基盤の造成と、発芽・成長の速い外来草本類やヨモギ・メドハギなどの在来草本類、さらにはヤマハギ・コマツナギ・イタチハギなどのマメ科低木類を組み合わせる手法が全国で施工されてきました。現在でも緑化工の基本的な工法として施工されています。

その後、1992年に「生物多様性条約」が採択され、1995年には「生物多様性国家戦略」が策定され、関係各省庁が生物多様性の保全に関する各種施策を実施することが求められるようになりました。日本緑化工学会では、2002年に「生物多様性保全のための緑化植物の取り扱いに関する提言」を公表し、その後、この提言を踏まえて日本緑化工学会の斜面緑化研究部会から「のり面における自然回復緑化の基本的な考え方のとりまとめ」が発表され、緑化工の分野でも日本緑化工学会をはじめとする関連各団体・事業者等は、生物多様性に配慮して自然生態系の回復・復元や自然景観の修復を図る緑化工法（以下、自然回復緑化）のあり方を模索し、その開発に多大な勢力を注いでいるところです。

このような日本における緑化の現状と将来の姿を考え、「外来種被害防止行動計画（仮称）」に対する意見を述べさせていただきます。

1 外来種の分類方法について

外来種被害防止行動計画（仮称）素案には外来種が「外来種」、「国内由来の外来種」の2通りに区分され、それぞれの定義が記載されています（第1章 基本認識及び目標 p.3 17行目～）が、緑化で使用されている植物を考える場合にはより適切で理解しやすい用語、さらに詳細な区分が必要になります。現在、緑化の分野では下表の表記がようやく浸透してきた段階であり、この用語を踏襲することを望みます。

表1 緑化植物の分類案

区分		当該緑化植物の遺伝子型		
		地域由来	国内由来	国外由来
当該種の自然分布域	国内のみ又は国内外に自然分布	地域性緑化植物	在来緑化植物	(外国産)在来緑化植物
	国外にのみ自然分布	—		外来緑化植物*

*本調査対象種に含まれる外来緑化植物には、芝草や牧草等に用いられている品種が多く含まれている。

出典：環境省自然保護局，農林水産省農村振興局，林野庁，国土交通省都市・地域整備局，河川局，道路局，港湾局(平成19年3月)平成18年度生態系保全のための植生管理方策及び評価指標検討調査報告書.p9.

自然分布範囲が日本国内及び周辺国にまで及ぶヨモギやススキ等は、植物形態的にも遺伝的にも日本産と外国産では違いがありますが、ここに定義されている「外来種」、「国内由来の外来種」のいずれにも該当しません。これらの種は表 1 に示すように「外国産在来緑化植物」として明確に区分することが緑化分野では必要と考えます。

緑化の現場では、外来生物法の施行とともに環境省が「要注外来生物リスト」を公表して以降、芝草や牧草などの外来緑化植物の使用が抑制され、その分を外国産在来緑化植物で補われる傾向が強まったため、日本に生育する在来種との交雑による植物生態系攪乱がより懸念される状況にあります。

2 侵略的外来種の選定について—地域性の考えを適用する必要性

緑化分野では、緑化植物の導入により施工地周辺の植物生態系を攪乱することのないように、前述した自然回復緑化手法の確立に取り組んでいます。表 1 に示した地域性緑化植物を使用した緑化をどこの施工地でも行うことが望ましいわけですが、その体制は完成していません。その理由は、地域性緑化植物として適している植物種は何があるか科学的に不明な点が多いこと、地域性緑化植物の種苗の生産・供給体制が未整備であること、従来外来種を主体とする緑化方法と比べ自然回復緑化は大きな予算が必要であることから、発注者には会計検査などにより無駄遣いと指摘される懸念があること、牧草を使用する緑化と比べ植生が繁茂するまで長時間を要すること等の課題があるためと考えられます。

しかし、それぞれの緑化施工地にはそれぞれの異なった周辺環境が残されており、その周辺環境に適合した緑化を行うことが合理的です。例えば、国立公園や国定公園、その他自然公園等の豊かな自然が残された地域、人工林や田畑、牧草地の多い農山村地域、開発が進んだ居住地域、市街化地域等に区分し、高い自然度が残る地域では地域性緑化植物を用いた緑化を行う、居住地域、市街化地域では地域性緑化植物に限らず使用植物の選択の幅を広げた緑化を行う等の考えが必要であると考えます。

外来種被害防止行動計画（仮称）で侵略的外来種の選定を行う場合には、画一的に種で判断するのではなく、地域区分を考えた上で実施することをお願いいたします。

3 地域性緑化植物を使用した緑化体制の整備

今後の緑化は地域性緑化植物を使用した手法を採用すべきですが、その体制を整備するには緑化事業の発注者側及び受注者側双方の協同の取り組みが必要です。2 で述べたとおり、地域性緑化植物の種苗の生産・供給体制の確立をはじめとする問題を解決することが何よりも優先されるべきことだと考えます。そのためには、2007年に環境省・農林水産省・林野庁・国土交通省らがとりまとめた「生態系保全のための植生管理方策及び評価指標検討調査報告書」の中で示されている調査対象種の取扱方針（案）をベースに、地域性を考えた緑化の考え方を普及させていくことで、外来種を使用しない工法が積極的に採用される環境の整備が急務であると考えます。

こうした点も外来種被害防止行動計画（仮称）には明記されるべきと考えます。

4 緑化における外来種問題の普及啓発と教育の推進について

日本の山地には明治中期をピークに太平洋戦争後まで約 300 万 ha（国土の約 8%）ものはげ山が存在していましたが、その後の緑化事業の進捗によって急速に森林が回復して日本の山からはげ山は消えました。その中で多く使用されたのが牧草（外来緑化植物）です。牧草は発芽が早く、施工斜面を早期に緑で覆い表面侵食を防ぎ、多量の有機物を供給して木本植物の侵入を可能にする役割を担う植生遷移初期の重要な役割を果たす存在です。そして、木本植物が大きくなり日光が遮られるようになると衰退して消失します。また、外来緑化植物にも多種類存在し、それぞれ異なった特徴があり、地域区分に応じて施工現場の環境に適した種を選択し、適切に管理すれば植物生態系の攪乱を起こすことは避けられると考えられます。

オオクチバスやマングース等の動物とは違い、外来緑化植物は人間生活に有益な存在であり、大いに活用されてきました。外来種という括りで普及啓発・教育が行われないうちに配慮をお願いいたします。

5 侵略的外来種の選定理由の提示

外来緑化植物は、緑化工事において古くから多用されてきたこともあり、安易な根拠で侵略的外来種に指定すると、その影響は公共事業を始めとする広範に及びます。外来緑化植物の中から侵略的外来種として選定される場合には、必ず選定の根拠となった科学的な調査・研究結果を示していただきたいと思えます。緑化事業に携わる行政側も、事業の現場を担当する事業者側も納得できる植物種のみを提示していただくよう御配慮お願いいたします。

以 上